

# ベガルタ仙台30周年記念ビッグフラッグ制作実行委員会規約

## (基本理念)

2024年、ベガルタ仙台は創設30周年を迎えます。ベガルタ仙台の応援シーンでは、その象徴として2代の「ビッグフラッグ」が使われてきました。

既に第2代のビッグフラッグも経年18年と劣化も進んでいます。30周年を記念して新たなビッグフラッグの誕生を求める声が多く聞かれるようになりました。

前2代のビッグフラッグ制作の中心を担ってきたベガルタ仙台・市民後援会は賛同いただける皆様と制作実行委員会を組織し、第3代となるビッグフラッグの制作を行うこととし本委員会を結成しました。

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本団体は、ベガルタ仙台30周年記念ビッグフラッグ制作実行委員会と称する。

略称を、「ビッグフラッグ制作実行委員会」とする。

### (事務所)

第2条 本団体は事務所を、仙台市青葉区に置く。

### (目的)

第3条 本団体の活動は、ベガルタ仙台30周年を記念して、サポーターの応援に使用する「ビッグフラッグ」を制作し、活用を支援することを目的とする。

### (活動内容)

第4条 本団体は目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 「ビッグフラッグ」を制作する資金を調達するための活動。
- (2) 「ビッグフラッグ」をベガルタ仙台のホーム・アウェーを問わず有効に活用できるようサポーターの支援を行う活動。
- (3) その他、目的の達成に必要な活動。

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 本団体の会員は、本団体の基本理念及び目的に賛同して入会した個人および団体とする。

## 第3章 組織

### (役員)

第6条 本団体に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 運営委員 若干名
- (5) 監事 1人

(職務)

第7条 委員長は、本団体の業務を統括し、本団体を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本団体の事務を統括する。
- 4 監事は、本団体の会計を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は、本会の解散までとする。

## 第4章 会計

(経費)

第9条 本団体の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金
- (2) 協賛金・助成金
- (3) その他収入

(会計期間)

第10条 本団体の会計期間の始期は2024年6月29日、終期は解散までとする。

- 2 本団体の会計に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

## 第5章 会議

(会議)

第11条 本団体に次の会議をおく。

- (1) 総会 第5条に規定する会員により構成
  - (2) 運営委員会 第6条に規定する役員により構成
- (総会付議事項)

第12条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 本団体の委員長選任に関する事項
- (2) 活動計画及び予算決定に関する事項

- (3) 活動報告及び決算報告に関する事項
  - (4) 本団体の解散に関する事項
- (運営委員会付議事項)

第13条 運営委員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する案件作成に関する事項
- (2) その他、本団体の円滑な活動に関する事項

## **第6章 解散**

(解散)

第14条 本団体は、第3条に掲げた目的を達成した時点で解散する。

## **第7章 補則**

(その他必要な事項)

第15条 この規約に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員等が別に定める。

附 則 この規約は、2024年6月29日から施行する。

**会員名簿**

**役員名簿（運営委員会名簿）**

※掲載省略（クラブあて提出済み）